

民間投資促進特区による優遇制度について(大崎市版)

●民間投資促進特区による優遇制度とは？

集積業種の事業者が、

(P2-3 集積業種(優遇制度対象業種) 参照)

復興産業集積区域において

(P4 優遇税制の適用を受けられる区域(復興産業集積区域) 参照)

復興に貢献する事業に係る**新規投資を行う場合**や、**被災者雇用を行っている場合**

パート・アルバイト含む

被災者雇用とは？

- ・H23.3.11 時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)の事業所で勤務していた者
- ・H23.3.11 時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)に居住していた者

を雇用する(している)こと

税制の特例を受けることができます。

(P5 民間投資促進特区における優遇制度(大崎市版) 参照)

●民間投資促進特区による優遇制度(税制の特例)を受けるには？

県税は、市の指定後に
新・増設された資産が対象

税制の特例を受けるには、**大崎市の指定等を受けることが必要**です。

(P6 特例を受けるには 参照)

集積業種(優遇制度対象業種)

下記の集積業種に係る事業を営む事業者が対象となります。

自動車関連産業

311 自動車・同附属品製造業

(関連業種)

- 11 繊維工業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
(315産業用運搬車同・同部分品・附属品製造業、319その他の輸送用機械器具製造業に限る)
- 32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)
- 53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業
- 71 学術・開発研究機関

高度電子機械産業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(関連業種)

- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)
- 29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)
- 50 各種商品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 71 学術・開発研究機関

食品関連産業

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業(105たばこ製造業を除く)

(関連業種)

- 15 印刷・同関連業
- 18 プラスチック製品製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)
- 52 飲食料品卸売業

木材関連産業

12 木材・木製品製造業

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

(関連業種)

- 13 家具・装備品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 26 生産用機械器具製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業(484こん包業に限る)

集積業種(優遇制度対象業種)

下記の集積業種に係る事業を営む事業者が対象となります。

医療・健康関連産業

- 273 計量器・計測器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
- 274 医療用機械器具・医療用品製造業
- 296 医療用電子応用装置製造業
(関連業種)
- 11 繊維工業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、1692農薬製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業(276武器製造業を除く)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 50 各種商品卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 71 学術・開発研究機関

クリーンエネルギー関連産業

- 1631 石油化学系基礎製品製造業(藻類から精製するものに限る)
- 171 石油精製業(藻類から精製するものに限る)
- 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
- 295 電池製造業
- 299 その他の電気機械器具製造業(太陽電池製造業)
(関連業種)
- 16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
- 71 学術・開発研究機関

航空宇宙関連産業

- 314 航空機・同附属品製造業
- 3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業
(ロケット・人工衛星製造業等の宇宙関連産業に限る)
(関連業種)
- 11 繊維工業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
- 44 道路貨物運送業
- 71 学術・開発研究機関

船舶関連産業

- 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
(関連業種)
- 11 繊維工業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
(161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
(274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
(2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 32 その他の製造業(323時計・同部分品製造業に限る)
- 44 道路貨物運送業
- 71 学術・開発研究機関

優遇税制の適用を受けられる区域（復興産業集積区域）

●復興産業集積区域とは

（定義）復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域

■区域イメージ

区域は詳細に定められており、

- ① 大崎市内の工業団地（既存含む）
- ② 都市計画上の工業系用途地域
（工業専用、工業、準工業）
- ③ 既存の企業が立地している地域
（数ヘクタールの区域が設定可能な地域）
※国・県から指導事項
- ④ 今後開発可能な事業用地
（工場適地として登録されている計画工業団地、
産業団地整備基本構想で提案された候補地の一部、
事業用地として不動産業者が情報提供している大規模用地など）

の区域を復興産業集積区域として42箇所設定しています。

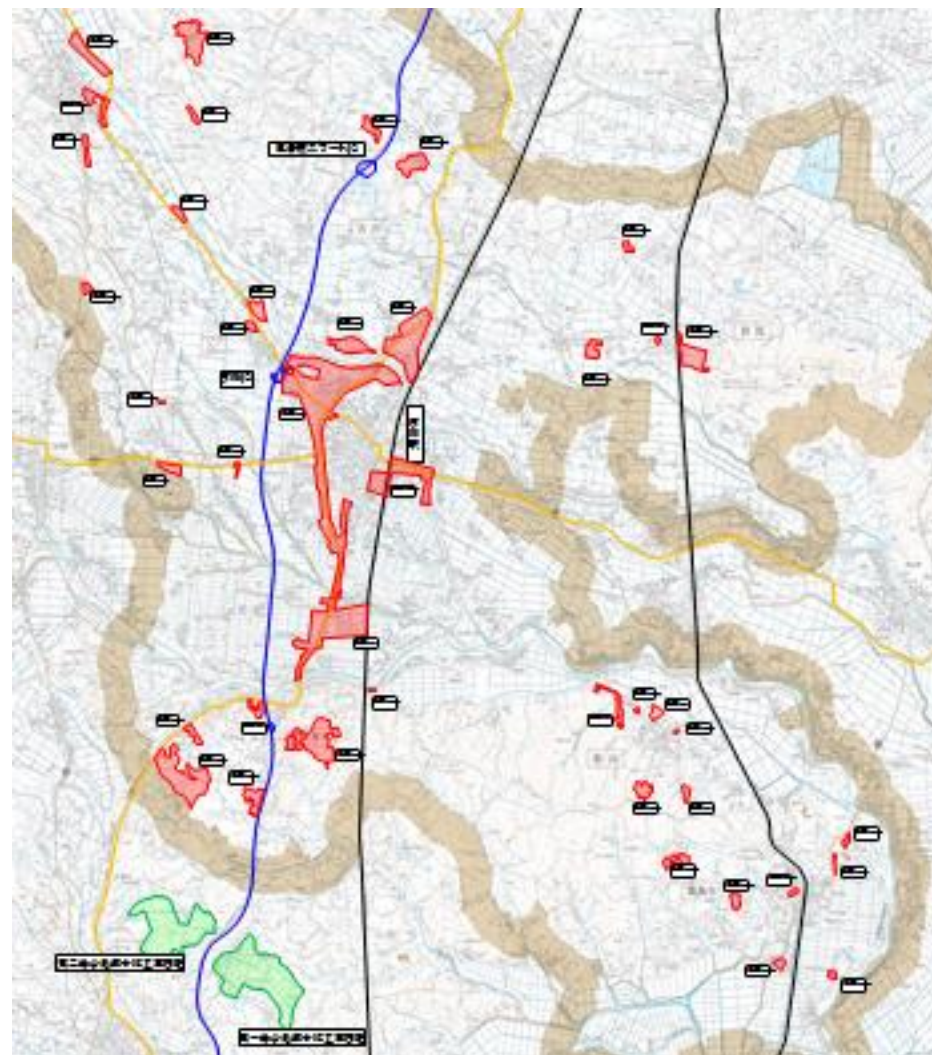
（平成24年12月9日現在）

（別紙 大崎市復興産業集積区域位置図参照）

大崎市内の復興産業集積区域の一覧表・区域図等は
復興庁のホームページでも確認できます。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/02/000496.html>

※赤色の塗りつぶし部分が復興産業集積区域



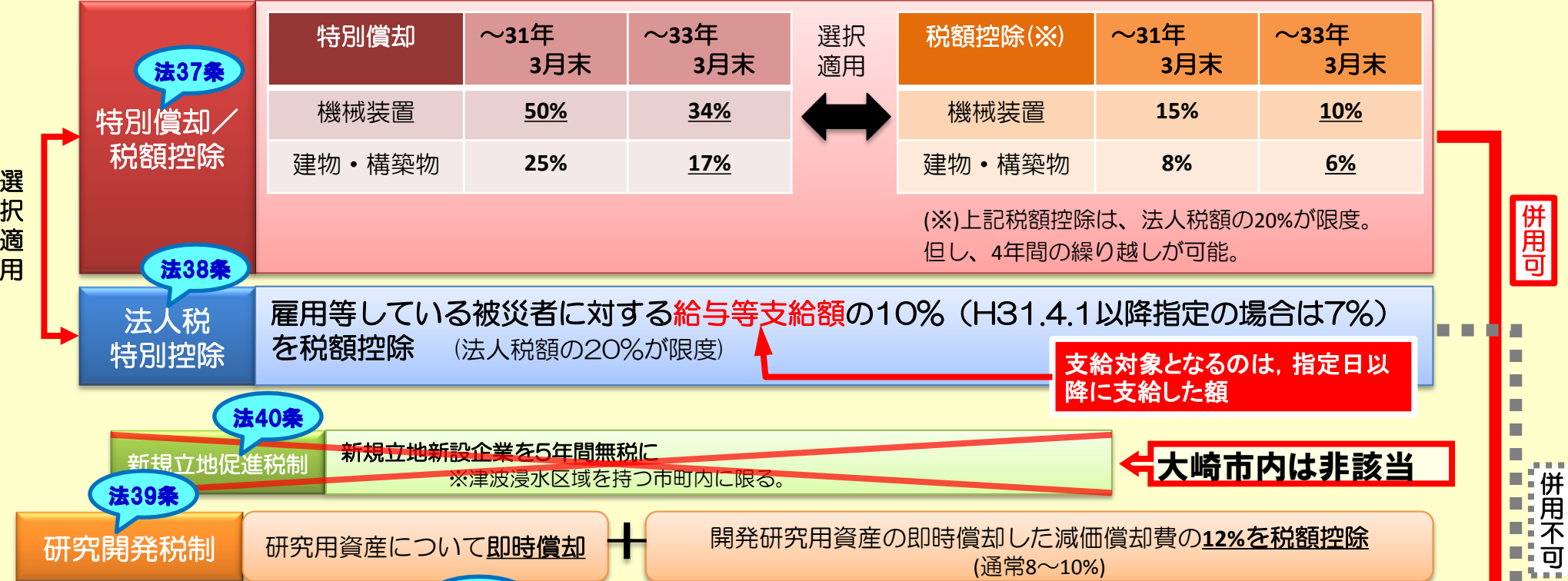
民間投資促進特区における優遇制度(大崎市版)

税制上の支援措置

(28年4月1日～)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業については、以下の税制上の特例措置が受けられます。

《国税》 ※対象設備等の詳細は、国税庁のHPをご覧ください(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>)



《地方税》



上記の地方税を減免 (法人事業税・固定資産税は投資から5年)

(※)地方税の減免は、現段階では平成29年3月31日までに取得したものと なっています。 5

特例を受けるには

特例を受けるためには、大崎市からの指定等を受けるための指定申請が必要となります。

※提出先は 大崎市役所 東庁舎2階 商工振興課

①指定申請書の作成・提出

特 例		特別償却・税額控除 (法第37条)	被災者雇用の特別控除 (法第38条)	研究開発税制 (法第39条)
様式	申請書	第2の4	第3の4	第4の4
	計画書	第2の4(別紙)	第3の4(別紙)	第4の4(別紙)
	宣言書	第2の5	第3の5	第4の5

②指定申請書の受理・審査

〈添付書類〉(法人の方)定款及び登記事項証明書、(個人の方)住民票抄本
その他関係書類 平面図(建物配置図, 建物平面図, 設備配置計画図等)

※要件を満たさない場合

③指定書の交付

③'指定しない旨の通知

※申請書受理後1ヶ月以内に処理します

公示

公表

※インターネット等

④事業の実施状況報告書の作成・提出

※事業年度終了後1ヶ月以内に大崎市に提出

特 例		特別償却・税額控除 (法第37条)	被災者雇用の特別控除 (法第38条)	研究開発税制 (法第39条)
様式		第2の1	第3の1	第4の1

⑤実施状況報告書の受理・審査

※要件を満たさない場合

⑥認定書の交付

⑥'認定しない旨の通知

※報告書受理後1ヶ月以内に処理します

⑦各種特例の適用(申告)

⑦'課税免除申請

※法第37条, 第39条による指定の場合のみ可能